

## 宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年1月11日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由加里	
宮城県監査委員	吉	田		計

### 記

- 1 監査委員の報告日  
令和3年9月2日
- 2 通知のあった日  
令和3年11月2日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
  - (1) 岩ヶ崎高等学校
    - イ 監査委員の報告の内容  
教育財産の使用許可に係る使用料及び雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。  
(内容)  
外部模擬試験会場の施設使用料及び光熱水費について、6か月以上の調定遅延が認められたもの。
      - ・件数 14件
      - ・金額 7,415円
    - ロ 措置の内容  
教育財産の使用許可から調定・収入までの事務処理確認表を事務室内に掲示し、その都度事務処理が行われるように、進捗状況を事務室内の全職員で確認することで、再発防止を図っていく。
  - (2) 泉松陵高等学校
    - イ 監査委員の報告の内容  
工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。  
(内容)  
予算令達から起工まで約3か月を要し、法面復旧を早急に実施しなかったことは、危機管理において問題があり、内部統制上の不備があると認められる。

- ・件数 2件
- ・工事名 泉松陵高校法面復旧工事（その1）  
泉松陵高校法面復旧工事（その2）
- ・予算令達日 令和2年6月16日
- ・起工伺 令和2年9月14日

ロ 措置の内容

災害復旧工事であり、早急に実施すべき工事であったことを学校として反省し、今後想定される災害に対して、生徒及び教職員の安全な教育活動の場を早期に確保するためには、速やかな起工を徹底しなければならないことを、管理職及び事務職員全員で共通理解を図っていく。

また、予算令達される予定がある工事については、その令達時期を予算主務課に確認するなど起工時期が遅れることがないように努める。

さらに、事務職員の人事異動の際には、担当者間の引き継ぎを確実に行うとともに、事務職員全員で情報を共有し、業務の進捗状況を複数の職員で確認し、事業を確実に実施する。